

## 1 効果的な推進体制

本県の健康課題を解決するため、「群馬県地域・職域連携推進協議会(元気県ぐんま21推進会議)」において、地域保健と職域保健の連携、健康増進計画の推進及び普及啓発等に関する検討及び協議を行うとともに、その構成員である県、市町村、群馬労働局、医療保険者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、健康運動指導士会及び食生活推進員連絡協議会等の関係団体及び教育関係機関その他、多様な分野において県民の健康増進を進める役割を担う関係機関・団体等と連携を図りながら、県民の「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」の実現を目指すため健康増進対策に取り組みます。

## 2 多様な主体による自発的取組

健康づくりに関する活動に取り組む企業(健康増進サービス関連企業、健康機器製造関連企業、食品関連企業等)、NGO、NPO法人等の団体は、県民の健康づくりに向けた取組を一層推進させるための自発的取組を行うとともに、その取組について県民に情報発信することが必要です。

## 3 健康増進に関する役割を担う者の連携

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士及び食生活改善推進員など、地域・職域における健康増進に関する役割を担う者は、県民の健康づくりに向けた取組を、連携して支援することが必要です。

## 4 周知・広報

個人の健康は社会環境の影響を受けることから、社会全体として取り組むことの重要性について周知を図ります。また、周知が十分でない課題や新たな課題については、関係機関との連携の下、積極的な取組が必要となります。

そのため、マスメディア、インターネット、キャンペーンなど、効果的な周知・広報の手法を検討・活用し、県民に対する正しい情報提供に努めます。

## 5 計画の評価と改定

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(平成24年厚生労働省告示第430号)においては、「国の目標の期間を勘案しつつ、一定期間ごとに評価及び改定を行い、住民の健康増進の継続的な取組に結びつけること」とされています。

よって、当計画については、平成29年度(2017年度)に中間評価を行い、必要に応じて、達成すべき目標項目又は目標値の設定、目標を達成するために取り組むべき施策等の見直しを行います。また、平成34年度(2022年度)には最終評価をまとめ、その結果を次期健康増進計画の検討に活用します。